

浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例

(逐条解説)

目次

1 逐条解説

前文	1
目的	2
定義	2
基本理念	5
市の責任	6
市民等の役割	7
事業者の役割	8
教育の役割	9
性別等による人権侵害の禁止	9
性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画	11
パートナーシップ宣誓証明	12
拠点施設	13
相談及び苦情の申出	13
委任	14

1 逐条解説

前文

本市は、まちづくりの基本理念に人間尊重・自立・平和を掲げ、すべての市民が太陽（ティーン）のようにいきいきと輝くまちづくりを目指している。私たちは、輝かしい歴史を誇り、新しい希望に満ちた“てだこの都市・浦添”の市民として平和で豊かな社会を実現しなければならない。

そのひとつとして本市では、性の多様性の尊重について理解の促進を図るため「レインボー都市うらそえ宣言」を行った。人には多様な性の形があり、誰もが自分らしく生きていく権利がある。自分自身の性の形とともに、自分とは違う多様な性の形があることを理解し、互いに尊重することで、偏見及び差別的取扱いがなく、人権が守られた平和で豊かな社会へとつながっていく。

よって、ここに、性の多様性を尊重する社会を実現するため、この条例を制定する。

【趣旨】

条例の基本理念や政策意図を強調するため前文を設け、目指す方向と決意を示しています。

【解説】

本市は、レインボー宣言を平成 29 年 1 月 1 日に行い、性の多様性に関する取組を進めてきました。取り組み例として●性的マイノリティに関する電話相談●みんなのトイレ標識の作成●性の多様性尊重講演会の開催、教員向け講座●レインボーフラッグ、レインボー宣言看板の設置●パネル展示●性の多様性尊重についての出前講座等。又、平成 31 年度に行った、市民等、事業者、学校関係団体アンケートでは 83% が性の多様性の取組は必要であると答えています。レインボー宣言からさらに取組を進め、性の多様性について理解尊重し、偏見や差別的取扱いがない、人権が守られる平和で豊かな社会形成と性の多様性を尊重する社会実現のため条例を制定します。

【備考】

Q：性の多様性と平和の関係は A：レインボー宣言の中で性の多様性を知り認め合うことは、人権が守られる平和で豊かな社会に繋がります。と謳っており、性の多様性の尊重→人権が守られる→平等な平和な社会へとつながります。

個人の尊重・・・憲法 13 条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。

◆法の下の平等・・・憲法第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されています。

目的

(目的)

第1条 この条例は、性の多様性を尊重する社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的、かつ、計画的に推進し、もって人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

条例の内容を要約するとともに、その目的を規定しています。

【解説】

性の多様性を尊重する社会の実現にあたり、市の責務、市民等、事業者及び教育の役割を明らかにし総合的かつ計画的に取り組を進めることにより、性別等による偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を図ることを示しています。

定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性の多様性を尊重する社会 人には多様な性の形があるということに対し理解があり、偏見及び差別的取扱いを受けることなく生きることができる社会をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識のことをいう。
- (3) 性的指向 人の性的関心（恋愛又は性的欲求）がどのような対象に向かうか（向かわない場合を含む。）を表す概念をいう。
- (4) 性別等 生物学的な性、性自認、性的指向及び性別表現（服装、仕草及び言葉遣い等で表現する性別）をいう。
- (5) 性的マイノリティ 性別等が多数者と異なる者をいう。

- (6) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的マイノリティであるものをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力及び同居しているか否かを問わず恋人など親密な関係の者からの暴力並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定するストーカー行為等をいう。
- (8) ハラスメント 他者に対する発言や行動等が、本人の意図に関係なく、相手や周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。
- (9) 市民等 市内に住所を有する者、市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (10) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【趣旨】

本条は本条例における用語の定義を規定したものである。条例を解釈する際、疑義が生じないように意義を確定させるため定義規定を設けています。

【解説】

- (1) 性の多様性を尊重する社会

本条例のタイトルにもなっている、性の多様性を尊重する社会の定義

- (2) 性自認

自己の性別についてどう認識しているか。こころの性とも言います。

- (3) 性的指向

性的関心（恋愛又は性的欲求）がどのような対象に向かうか、又は向かわないか、好きになる性とも言います。

- (4) 性別等

（生物学的な性・性自認・性的指向・性別表現）等をさし性別等と定義

- (5) 性的マイノリティ

性別等（生物学的な性・性自認・性的指向・性別表現）の要素のいずれか（複数の場合もある）が多数に属さない者。

- (6) パートナーシップ

本条例 10 条（パートナーシップ宣誓証明）の対象となるパートナーシップの定義。各自治体によって定義の仕方は違います。（同居要件・同性しか認めな

い・事実婚も認める等) 本市の定義(同居要件なし・同性以外も可・事実婚不可等)

(7) ドメスティック・バイオレンス等

等としているのは、ストーカー規制法も含むためです。

ドメスティック・バイオレンス・・・配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあり、被害者は女性には限定してない。国連では「パートナーに対して権力を得たり、支配したりするために使われる行動のパターン」とされている。性別等にかかわらず全てのカップルで起こりうるため、この条例に規定しています。

ストーカー行為等の規制等に関する法律・・・ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏の資することを目的とする法律。ストーカー規制法は同性にも適用される、法では、特定の人に対する恋愛感情その他の好意感情又はそれが満たされなかったことに対する「つきまとい等」にあたる行為を規制しているが、本条例では、条例の趣旨からここでいう「家族」は必ずしも法的なものには限りません。

(8) ハラスメント

意識的・無意識的に特定・不特定多数を問わず不快な想いをさせる。苦痛を与える。居心地の悪さを感じさせる行為のことを言う。職場におけるハラスメントは、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」等に幅広く規定されている。SOGIハラ、アウティング等も含まれています。

(9) 市民等

市民等としているのは市内居住だけではなく、市外から市内事業所や学校に通う人も含むために市民等としています。本条例は、市・市民等・事業者・教育でそれぞれ役割を担い、取り組むことを目的としているため市民を市民等と広い概念としています。

(10) 事業者

営利目的の事業者(株式会社、有限会社等)と非営利(NPO法人・医療法人等)、個人事業者、その他の団体などをいいます。

基本理念

(基本理念)

第3条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 性別等による社会的な偏見及び差別的取扱いをなくし、多様な性の形があることが理解され尊重されること。
- (2) 誰もが性別等による社会的な偏見及び差別意識にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) あらゆる教育の場において、性の多様性の尊重について理解を深めるための取組が行われること。

【趣旨】

本条は性の多様性を尊重する社会を実現するための基本理念を明らかにしたものです。

- (1) 「性の多様性の尊重」について規定している。性別等に起因する偏見や差別的取扱いをなくし、本条例の目的である性の多様性の尊重という本条例の根幹となる概念を最初の号で示しています。

【備考】 社会的な偏見及び差別意識・・・憲法13条個人の尊重 14条法の下の平等が謳われているが、実際には、性的マイノリティの方に対し人権が尊重されていないという現実があります。

- (2) 「性別等に関する偏見・差別意識に捉われず、生き方の選択の自由」について規定しています。自由な生き方を妨げる性別等の差別をなくし、個性と能力が十分発揮され、多様な生き方ができる社会は、本条例の目指すべき理想像です。
- (3) 「教育の場での、性の多様性の理解尊重の取組の必要性」を規定しています。性の多様性の理解を深める場として教育の場の役割は重要です。具体的な取組は行動計画で定めます。

【備考】 教育の場・・・保育園、各種少年団、青少年育成、学校、職場、生涯学習等あらゆる教育の場をいいます。

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（文部科学省）・・・支援の事例：（服装）自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認める。（髪型）標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）（更衣室）保健室・多目的トイレ等の利用を認める（トイレ）職員トイレ、多目的トイレの利用を認める。（呼称の工夫）校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。（授業）体育又は保健体育

において別メニューを設定する。・(水泳) 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。補修として別日に実施、又はレポート提出で代替する。・(運動部の活動) 自認する性別に係る活動への参加を認める。・(修学旅行等) 1 人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

市の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働し、前項の施策に取り組むものとする。

3 市は、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

4 市は、国際社会及び国内における性の多様性の尊重に関する取組について、情報収集を行い、地域の実情に鑑み、本市の施策に取り入れるよう努めるものとする。

5 市は、性別等による一切の差別を行ってはならない。

【趣旨】

「本条例における市の責務」を規定しています。市は条例の基本理念にもとづき率先して施策を計画し実施する責務を有します。具体的には令和3年度策定予定の行動計画にて推進します。

【解説】

責務規定は、条例の目的や基本理念の実現のために市の果たすべき役割を宣言的に規定しています。本条例は市、市民等、事業者、教育の場でそれぞれ役割を担ってもらう必要があり、先導的に行う市は「責務」としています。

【備考】 市 ・ ・ 地方自治法（昭和22年法律67号）に基づく、地方公共団体である浦添市をいいます。

2 性の多様性を尊重する施策を市民等、事業者、国及び他の地方公共団体と協働して取り組むことを規定しています。

3 「職場における性の多様性に配慮した職場環境の整備」を規定しています。

【備考】 職場環境の整備事例 ・ ・ 希望するトイレ使用・LGBT 理解研修・福利厚生
の充実・相談窓口設置・就業規則改定・性自認の尊重・不要な男女性別廃止等。

【趣旨】

- 4 「性の多様性についての取組は国際社会・国内の動向を鑑み市の施策に取り入れること」を規定しています。

【解説】

国の男女共同参画社会基本法の理念に国際社会との協調を定めており、その理念を取り入れている性の多様性尊重の取組を効果的に進めるには、国内外の動向、市民意識や施策の実施状況を市が適格に把握し、施策に取り入れる必要性を示しています。

【備考】○男女共同参画社会基本法第7条（国際的協調）・・・ 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければなりません。
○浦添市男女共同参画推進条例第3条1項5号（基本理念）・・・ 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われることが重要です。

【趣旨】

- 5 「市の性別等による差別の禁止」を規定しています。性別等による差別は重大な人権侵害であり、市が率先して行なわなければならない事項であり、行っていないと強く宣言しています。

市民等の役割

（市民等の役割）

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性の尊重について理解を深めこれを実現するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

市民等が性の多様性の尊重について役割を担い協力してもらう趣旨で定義しています。

【解説】

「責務」ではなく「役割」と定義することで、それぞれの立場で、自由な範囲で小さなことから、より大きなことまで達成でき、さらに「役割」を全うするなかで、理念・目的も実現されることを期待しています。また、性の多様性の尊重は、一人ひとりが自分らしく生きられる社会づくりが大事であり、性の多様性の尊重を理解し、積極的に施策を推進するよう努めることで、人権が守られる平和で豊かな社会へつなが

ります。

2 性の多様性において市が実施する施策は市民の協力の元でしか、完遂できず、市が実施する施策をより効果的に行うため規定しています。

事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性の尊重について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たって、性の多様性に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

【趣旨】

性の多様性尊重において、事業者が果たす役割について規定しています。

【解説】

性別等にかかわらず人権が尊重され、個性と能力を十分発揮し、安心して働けるには事業者の協力が不可欠であり、市の施策に協力するよう「役割」としています。又条例10条で定めるパートナーシップ宣誓証明書は事業者の事業活動に関連しており、性の多様性を尊重し、公平に取扱うよう規定しています。

【備考】ダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包摂）・・・多様性を受け入れ企業の活力とする考え方。取組として①女性の活躍推進 ②若者・高齢者の活躍支援 ③働き方改革 ④高度外国人材の受け入れ促進 ⑤バリアフリー社会の実現 今後LGBTの取組を推進するよう経団連は提言しています。

LGBTへの企業による取り組みの方向性・・・①幅広いプールからの人材獲得と退職の抑制（LGBT当事者の優秀な人材や当事者周囲の人材の獲得。LGBT社員の会社忠誠心の向上による退職抑制）②働きやすい社内環境の整備による生産性の向上（多様性を尊重する社内風土が醸成。個々人能力が最大限発揮され生産性向上）③自社のブランド価値向上（先進的な取組を進める企業として広く世間にメッセージ発信。自社のブランド価値向上）④法的リスク回避と社員の人権保護（LGBTへの人権侵害による訴訟等のリスク回避。社員を人権侵害の被害から保護）⑤ビジネスの拡大（LGBT理解を深めることで、同性パートナーの存在を意識した商品開発等ビジネス拡大）

（参考）※一般社団法人日本経済団体連合会「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」

2 事業者が行う（営業活動等の事業。雇用管理）に当たり、性の多様性に配慮した職場環境づくりを規定しています。

【備考】 職場環境の整備事例・・・自認に基づき希望するトイレ使用・LGBT 理解研修・差別禁止を就業規則に盛り込む・人事・福利厚生制度の改正・性自認の尊重（健康診断、更衣室、服装の自由、社員証の通称名・不要な男女性別廃止）社内相談窓口設置。

教育の役割

（教育の役割）

第7条 あらゆる教育に関わる者は、教育の場において、性の多様性を尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

性の多様性尊重において教育が果たす役割は非常に重要でありその役割を規定しています。

【解説】

教育は性の多様性の理解、意識の変革、価値観等に大きな影響力を持っており、教育に関わる者は本条例の理念を十分理解し教育を行うことが必要です。子供たちへは発達の段階を踏まえ丁寧かつ適切な取組が求められます。

【備考】 文部科学省通知（H27.4/30）：性同一障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について・・・①性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援 ②性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

性別等による人権侵害の禁止

（性別等による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性的マイノリティであることを理由とする差別的取扱い又はハラスメントを行うこと。
- (2) 性的マイノリティであることを、本人の意に反して公にすること。
- (3) 性的マイノリティであることの公表を強要し、又は禁止すること。
- (4) ドメスティック・バイオレンス等を行うこと。

【趣旨】

本条は、重大な人権問題である性別等による人権侵害の禁止を規定したものです。

【解説】

(禁止事項ではあるが、罰則規定は定めてない。)罰則及び公表規定を設け制裁を課し条例の実効性を高める方法もあるが、性の多様性尊重の普及・啓発活動に主眼を置いた条例になっており、具体的な行動計画を定め市・市民等・事業所・教育の場でそれぞれの役割を果たし、施策を推進することで、性の多様性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現されます。

【備考】Q：罰則規定がないと条例化しても意味はない？A：条例化することで法を遵守する同調圧力が働き、法に違反する方に、厳しい目が注がれる等効果があります。条例化することで、性の多様性が認められ、すべての人が過ごしやすい社会になる一助になると考えています。

(1) 性別等に起因する差別的取扱いの禁止を規定したものです。

【備考】ハラスメント・職場における「セクシャルハラスメント」・被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、「性的な言動」であればセクシャルハラスメントに該当します。・職場におけるセクシャルハラスメントは、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも含まれます。・労働者を雇用する雇用主や上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等も含まれます ※厚生労働省指針

(2) アウティング（他者の性的指向や性自認について、本人の了解を得ずに暴露すること）の禁止を規定したものです。

【備考】たとえ、本人を思っている行動でも、本人の了解を得ずに他に伝えることはプライバシーの侵害になります。

(3) 性的自認・性的指向の公表の強要公表の禁止を規定したもので、本人の尊重される個人情報であり、強要や禁止されることない本人の意思が尊重されることを規定したものです。

【備考】カミングアウト（自分の性的指向や性自認について、自らの意思で望む相手に伝えること）。家族や信頼している人を傷つけたり拒否されたりするのではないかと相談できずにいる人も多くいます。又子供からカミングアウトされた親も周囲に相談できず、悩むことがあります。

- (4) 性別等に起因するドメスティック・バイオレンス等（ストーカー行為も含む）を禁止を規定したものです。

【解説】

「ドメスティック・バイオレンス」とは国連では「パートナーに対して権力を得たり、支配したりするために使われる行動のパターン」とされている。性別等にかかわらず全てのカップルで起こりうるため、この条例に規定しています。

性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画

(性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画)

第9条 市は、性の多様性を尊重する社会を実現する施策を総合的かつ計画的に推進するために、性の多様性を尊重する社会を実現する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。この場合において、行動計画は、浦添市男女共同参画推進条例（平成19年条例第38号。以下「男女共同参画条例」という。）第9条第1項に規定する男女共同参画行動計画と併せて策定することができる。

- 2 市は、行動計画の策定に当たって、あらかじめ男女共同参画条例第17条第1項に規定する浦添市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は性の多様性を尊重する社会を実現するためその行動計画を策定し公表することを義務付け、又男女共同参画行動計画と併せて策定することができることを規定しています。

【解説】

性の多様性を尊重する社会を実現するための行動計画は、教育、雇用分野、人権、市民窓口等多岐の分野にわたり、市の関連するさまざまな施策を体系的に整理し、計画しなければなりません。又市だけでなく、市民等、事業者、教育の場とそれぞれ役割を担ってもらうことを前提にすることも大切です。行動計画策定にあたっては男女共同参画審議会の意見を聞き反映していくことが求められます。

- 2 行動計画策定の過程で審議会の意見を聞き計画することを規定したものです。

パートナーシップ宣誓証明

(パートナーシップ宣誓証明)

第10条 市長は、第3条に規定する基本理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップ宣誓証明書を交付することができる。

2 パートナーシップ宣誓証明書の申請手続その他必要な事項は、規則で定める。

3 市、市民等及び事業者は、その活動の中で、市長が交付するパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときは、この条例の基本理念を尊重し、公平に取り扱うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は基本理念に基づき、公序良俗に反しない限り、パートナーシップを宣誓したことを証明することを規定したものです。

【備考】 公序良俗に反しない限り・・・別の方とパートナーシップをむすんでいない。又は配偶者がいる方。近親者でないことを想定しています。

2 本条はパートナーシップ宣誓証明書について、具体的な申請方法を規則で定めることを規定したものです。

【備考】規則では、パートナーシップ宣誓証明書の申請、交付。再交付。証明の取消、返還。通称名の使用等を定めています。

3 市、市民等、事業者がその活動の中でパートナーシップ宣誓証明書を提示されたときに基本理念を尊重し公平に取り扱うよう規定したものです。

【備考】パートナーシップ宣誓証明書・・・婚姻とは異なり法的効力はありません。戸籍や住民票の記載が変わるものではなく、又法的根拠に基づいた保障やサービスは受けられません。本証明書はパートナーシップであることを本市が認め尊重するものであり、市が周知啓発を行うことにより、職場でのパートナーへの福利厚生（結婚・介護休暇等）、病院での面会、生命保険の受取、携帯の家族割引適用、貸家のパートナーとの賃貸、住宅ローンの借り入れ、LGBTに配慮した商品開発等の取組や職場環境の整備等、性の多様性を尊重する取組を広げていきます。

拠点施設

(拠点施設)

第 11 条 性の多様性を尊重する社会を実現するため、浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターの設置及び管理に関する条例（平成 19 年条例第 39 号）第 1 条に規定するハーモニーセンターをその拠点施設とする。

2 市は、前項に規定する施設において、次条に規定する相談又は苦情への対応のほか、この条例の目的を達成する事業を行うものとする。

【趣旨】

性の多様性を尊重する社会を実現するための拠点施設を浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンターと規定するものです。

2 相談又は苦情への対応又、条例の目的を達成する事業を行う場所として規定したものです。

【備考】ハーモニーセンター・・・ L G B T 電話相談月 1 回。 パートナーシップ宣誓証明書の交付業務。一次的な相談及び苦情対応。

相談及び苦情の申出

(相談及び苦情の申出)

第 12 条 市民等及び事業者は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策又は性の多様性の尊重の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談又は苦情があるときは、書面等により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、必要に応じて浦添市男女共同参画審議会の意見を聴き、適切な措置を講ずる。

【趣旨】

本条は、市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策等について、市民等及び事業者が相談、苦情を申し出ることができることを規定したものです。

【解説】

市が実施する性の多様性の尊重の推進に関する施策、又は推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する市民等及び事業者の相談・苦情については、適切な対応が求められます。

【備考】 書面等 ・ ・ 書面以外電話メール等でもよい

2 本条は市民等及び事業者から申出があつた場合、その内容を検討し、必要であれば浦添市男女共同参画審議会の意見を聞くことを定めたものです。

【備考】 申出全てではなく、その内容を必要に応じて審議会の意見を聞きます。審議会規則：委員 15 人以内。(1) 市民 (2) 学識経験者 (3) 各種団体に属する者。任期は 2 年。

委任

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

【趣旨】

本条は施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定したものである。規則ではパートナーシップ宣誓証明について制定しています。

【解説】

周知期間を半年間設けています。